

雲出川水系河川整備計画 たたき台（骨子）（案）

平成20年11月17日

河川整備計画に定める事項

条文

政令第10条の3
一 河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画たたき台（骨子）

河川整備計画の対象区間（案） P 3
河川整備計画の対象期間（案） P 3
河川整備計画の目標（案）
○治水
○流水管理・水利用 P 4
○環境 P 6

政令第10条の3
二 河川の整備の実施に関する事項

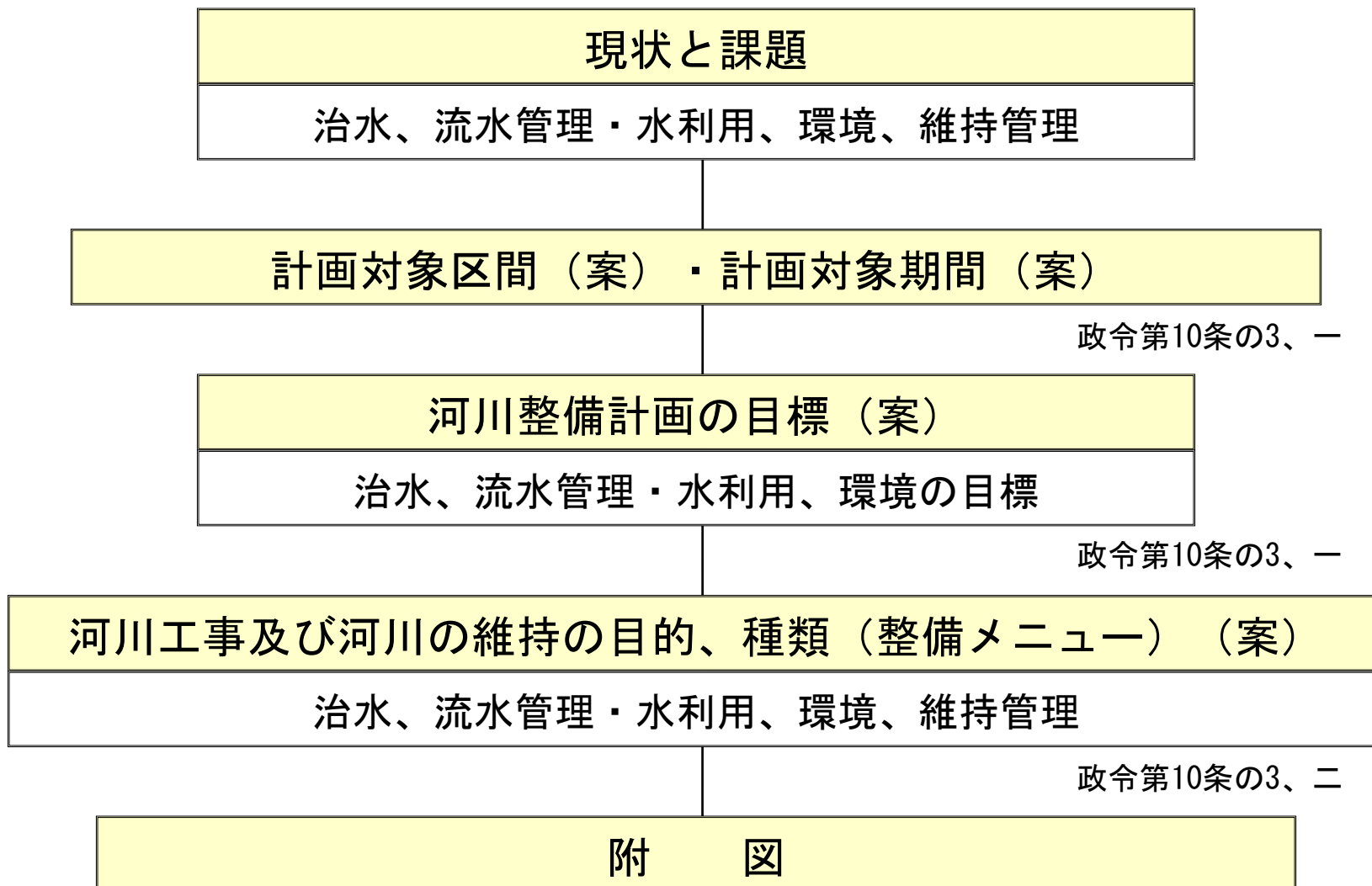
イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

主な整備メニュー（案）
○治水
○流水管理・水利用 P 5
○環境 P 7

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

主な整備メニュー（案）
○維持管理 P 8~9

河川整備計画構成



計画対象区間（案） ・ 計画対象期間（案）

【計画対象区間（案）】

指定区間外区間（大臣管理区間）並びに、
本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定
区間及び流域とする

【計画対象期間（案）】

河川整備の当面の目標となる対象期間は概ね30年とする

流水管理・水利用の目標（案）

実績の濁水流量（舞出地点）

平均濁水流量	約1.6m ³ /s
1/10規模の濁水時の流量	約0.1m ³ /s

目標とする正常流量（舞出地点）

動植物の生息	約2.5m ³ /s（非かんがい期における魚類の産卵時期）
	約1.0m ³ /s（その他の時期）

考えられる選択肢〔目標流量〕

1. 維持流量は現状のまま
 - 1-1 既存施設のみで対応・・・既設君ヶ野ダムにより濁水時に〔0.1m³/s〕
2. 維持流量の一部を回復
 - 2-1 水利用の合理化を推進する〔+α〕

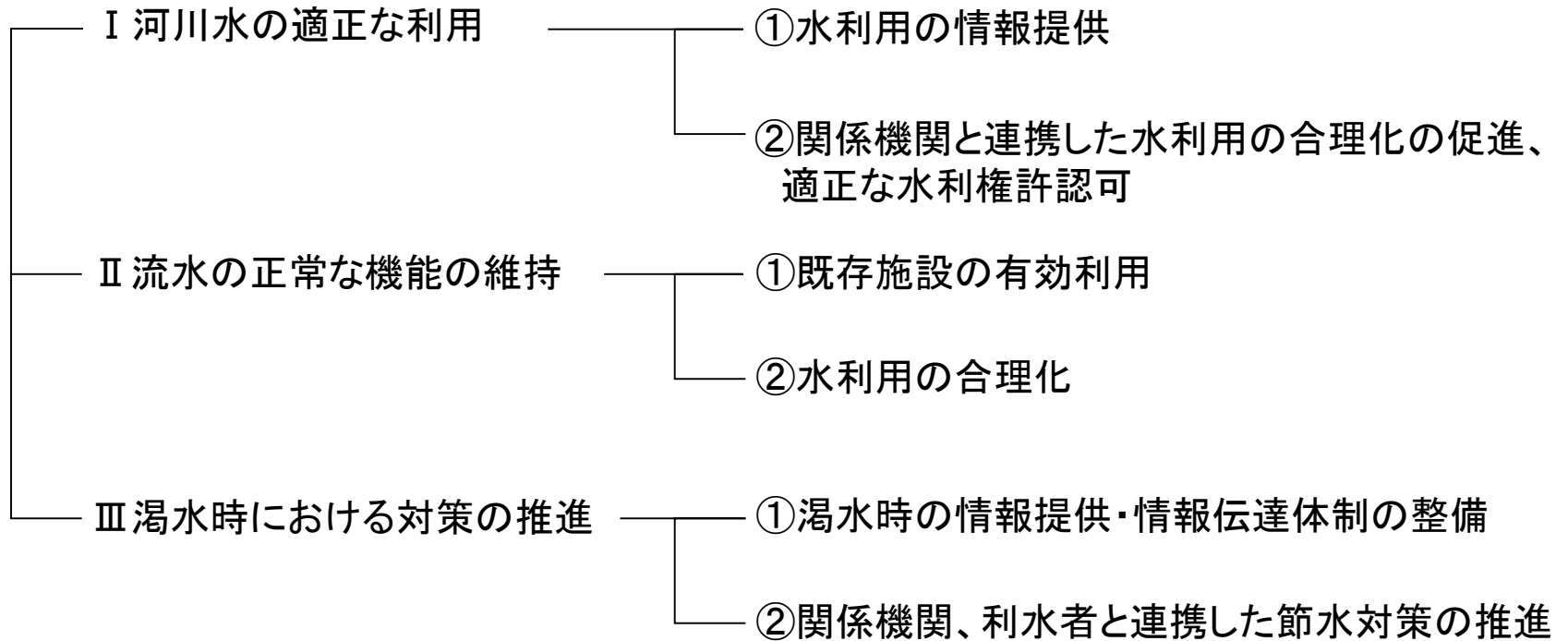
現時点での河川管理者の選択

2-1を選択

- ・動植物の生息・生育や景観など河川本来の水環境の保全・再生に向け、水利用の合理化を推進する。

流水管理・水利用の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）



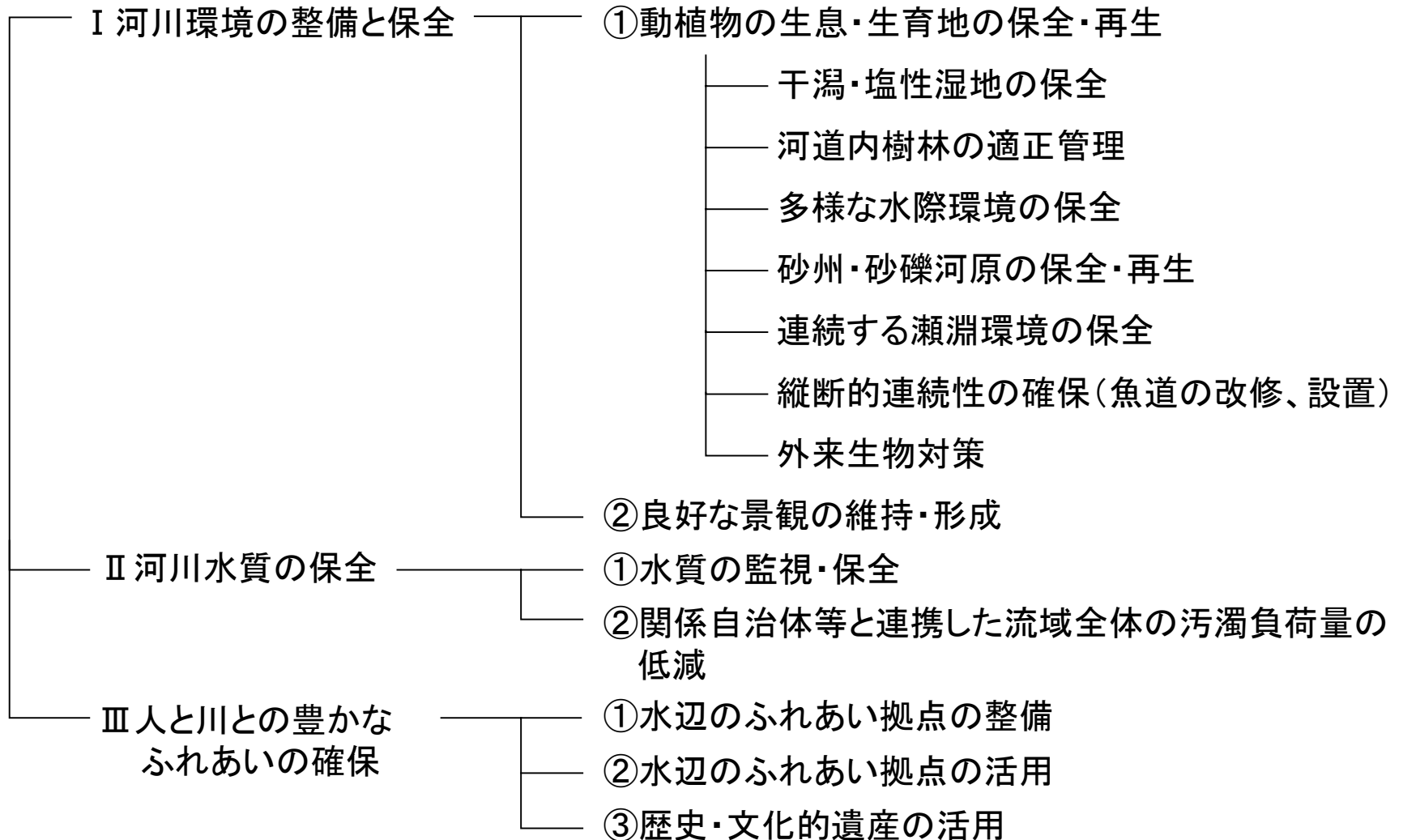
環境の目標（案）

「蛇行を繰り返しながら滔々と流れる雲出川の流れが生み出す多様な生物の生息・生育環境と、地域の歴史と文化を育んできた空間が調和した川」を目標とした川づくりを目指す。

- 河川環境の整備と保全については、河川本来の自然植生が繁茂し、多様な生物の生息・生育環境となる水域と陸域が連続した水辺環境の保全、形成に努める。
また、シギ・チドリ類をはじめとした多様な生物の生息・生育場となり、かつ潮干狩り等の利用も盛んな河口部の干潟環境について、その保全に努める。
また、縦断的連続性の確保に努める。
- 良好な景観の維持・形成については、大きな蛇行や瀬淵・砂州が連続する河川景観や河口部干潟の河川景観など、雲出川を特徴づける河川景観や沿川の市街地における憩いの場である水辺景観の維持・形成に努める。
- 河川水質の保全については、関係機関や地域住民との連携を図りながら、良好な河川水質の維持・保全に努める。
- 人と川との豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育の場及び古来からの歴史と文化を感じさせる空間として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。

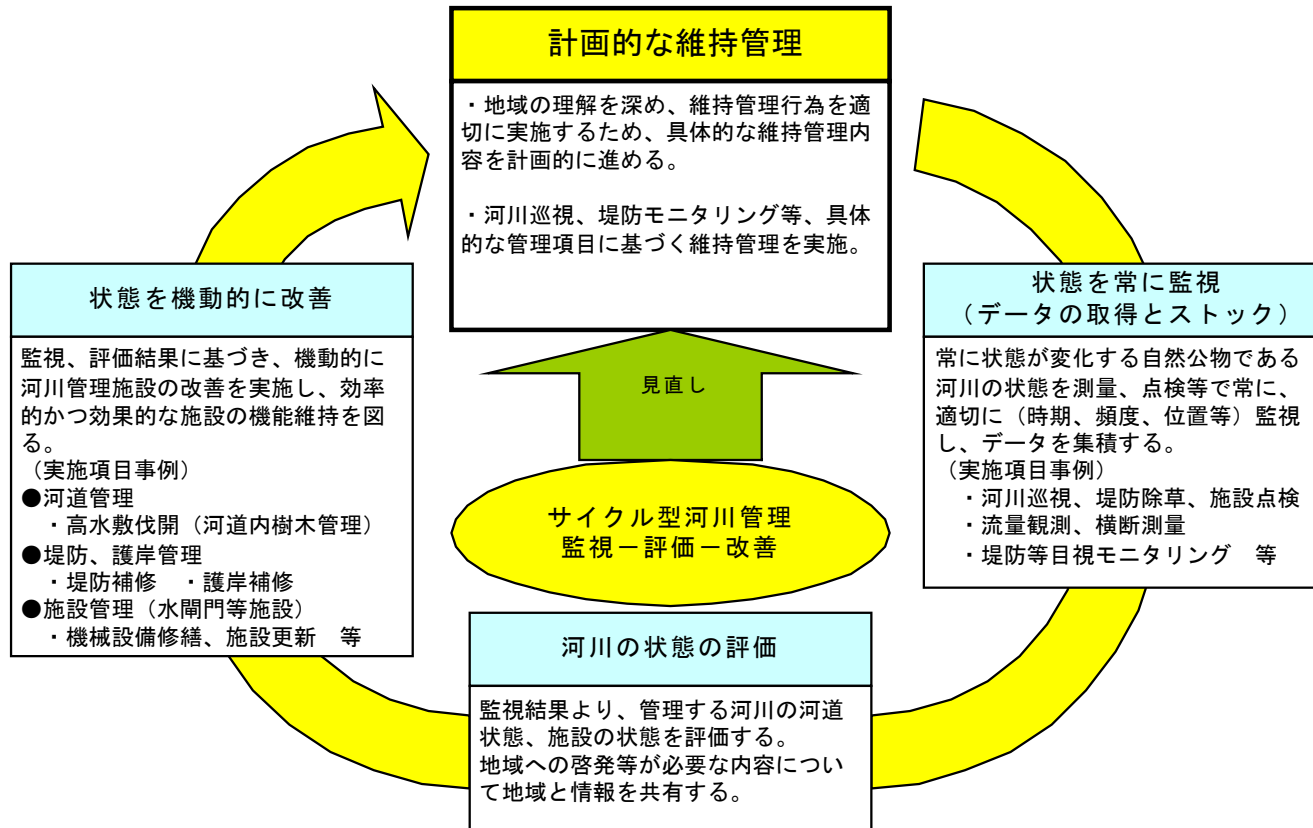
環境の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）



維持管理の考え方（案）

- 維持管理の実施にあたっては、雲出川の河川特性を十分に踏まえる。
- 河川や河川管理施設等について調査・点検・修繕等の維持管理を適切に進めるため、計画的に維持管理を行う。
- 河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく計画の見直しを一連のサイクルで行い、効率的・効果的に実施する。



サイクル型維持管理のイメージ

維持管理の主な整備メニュー（案）

河川の整備の実施に関する事項（政令第10条の3、二）

